

裁判長認印

調 書 (決定)

事件の表示 令和7年(受)第1673号
決定日 令和8年9月9日
裁判所 最高裁判所 第二小法廷
裁判長裁判官 高 須 順 一
裁判官 三 浦 守
裁判官 岡 村 和 美
裁判官 尾 島 明
当事者等 申立人 世界平和女性連合
同代表者会長 堀 守子
同訴訟代理人弁護士 徳永 信一
相手方 平岩 敬一
相手方 郷路 征記
相手方 中村 周而
相手方 河田 英正
相手方 山口 広
相手方 川井 康雄
相手方 紀藤 正樹
上記7名訴訟代理人弁護士 飯田 正剛 ほか
原判決の表示 東京高等裁判所令和6年(ネ)第3563号(令和7年2月4日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和8年9月9日

最高裁判所 第二小法廷

裁判所書記官 村石 美和

これは正本である。

令和 8 年 9 月 9 日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官

村 石 美 和

